



聞こえない社員とのコミュニケーションを円滑にし、
仕事で十分に力を発揮してもらうためには、手話通訳・
要約筆記等担当者を配置または委嘱することが効果的です。
ぜひこの機会にご検討ください。

令和6年度制度改正に伴う主な変更点

● 配置を新設

自社の手話通訳資格を持った社員が実施した場合も支給対象に追加

● 限度額を拡充

委嘱1人につき 6千円/1回 ⇒ 1万円/1回

1年につき28万8千円 ⇒ 150万円/人

● 継続措置を新設

当初の10年の支給期間経過後、さらに5年支給

● 中高年齢等障害者（35歳以上）の雇用継続を図る措置への助成を新設

加齢に伴う心身の変化により生じる課題を解消するために、35歳以上で
雇用後6か月を超える期間が経過している方を対象に10年支給

● 特定短時間労働者を追加

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の2級の聴覚障害者を
対象に追加

お問い合わせ先<手話通訳者の委嘱契約について>

公益社団法人 大阪聴力障害者協会

大阪ろうあ会館 通訳相談課 労働グループ

電話：06-6748-0380 FAX：06-6748-0383

メール：rodo-g@oskrokan.or.jp

お問い合わせ先<助成金制度について>

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構大阪支部

高齢・障害者窓口サービス課

電話：06-7664-0722 FAX：06-7664-0364

https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/kaijo_joseikin/index.html

支給対象障害者：2級、3級、4級または6級の聴覚障害者（在宅勤務者も対象になります）
 支給期間について：支給期間中に新たな支給対象障害者を追加した場合は、追加した日の属する月の翌月から起算した10年間が新たな支給期間になります。（**留意事項**）令和6年4月1日以降の制度で助成金の受給資格認定を受けた認定に限ります。令和6年3月31日以前の制度で助成金の受給資格認定を受けた認定には新たに支給対象障害者を追加することはできないため、新規の認定申請として受給資格認定を受けてください。支給期間は配置と委嘱の場合で異なります。

助成金の種類		助成率	支給限度額	支給期間	特記事項
新設	配置	手話通訳・要約筆記等業務を行った時間分の賃金 3/4	配置一人につき 月15万円まで	10年間	対象障害者等が雇用後1年を超える期間が経過している場合は対象となりません。
	委嘱	手話通訳者等の委嘱費用の 3/4	委嘱一人につき 1回1万円まで・ 年150万円まで		
新設	継続措置	配置	手話通訳・要約筆記等業務を行った時間分の賃金 2/3	5年間	支給期間は上記の助成金の支給期間終了の翌日から5年間となります。
		委嘱	手話通訳者等の委嘱費用の 2/3		
新設	中高年齢措置	配置	手話通訳・要約筆記等業務を行った時間分の賃金 2/3	10年間	中途障害者の方は手帳交付日から6か月を超える期間が経過していることが対象障害者等となる要件です。
		委嘱	手話通訳者等の委嘱費用の 2/3		

※1 中小企業または調整金支給調整対象事業主は月15万円まで

※2 中小企業または調整金支給調整対象事業主は1人につき1回1万円まで・年150万円まで

助成金の認定申請には、他にも様々な条件がありますので、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構にご確認ください。**手話通訳者の派遣依頼については、大阪ろうあ会館にご相談ください。**